



島根県報

令和3年7月6日(火)

号外第76号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更(4件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始(2件)

(") 6

告 示**島根県告示第475号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	485号	松江市美保関町七類 3061番1地先から同 1838番2地先まで	前	メートル 10.10～ 19.10	メートル 91.30	松江県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	17.50～ 29.30	91.30		

島根県告示第476号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	浜田作木線	浜田市後野町554番2地先から同番3地先まで	前	メートル 9.60～11.10	メートル 99.40	災害復旧工事 拡幅
			後	12.10～21.60	99.40	
〃	浜田八重可部線	浜田市後野町554番2地先から同番3地先まで	前	9.60～11.10	99.40	災害復旧工事 拡幅
			後	12.10～21.60	99.40	

島根県告示第477号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考			
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長					
一般国道	186号	浜田市金城町小国イ864番17地先から同イ862番1地先まで	前	敷地の幅員 メートル	706.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ		
				後				6.40～43.00	
				A				6.40～43.00	
県道	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国イ864番17地先から同イ862番1地先まで	前	敷地の幅員 メートル	706.00			左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
				後					6.40～43.00
				A					6.40～43.00
			後	B	8.50～65.50	722.00			
				B	8.50～65.50	722.00			
				B	8.50～65.50	722.00			

島根県告示第478号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原117番2地先から同110番3地先まで	前	メートル 4.26～ 9.80	メートル 40.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	5.32～ 28.81	40.00	

島根県告示第479号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	浜田市金城町追原5番1地先から同73番5地先まで	メートル 303.60	令和3年 7月6日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第480号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	皆井田江津線	江津市桜江町長谷3309番1地先から同3306番1地先まで	メートル 181.00	令和3年 7月6日	浜田県土整備 事務所	